

# 保険検討部伝言板

## 2024年6月改定 施設基準 再届出について

2024年6月1日の診療報酬改定により、下表のとおり算定項目の名称・施設基準が変更となり、2024年3月時点で改定以前の算定項目（下表「旧点数」）を算定していた医療機関が、新たに設定された算定項目（下表「新点数」）を今後も継続して算定するためには、2025年5月末までに新たな基準を満たしたうえで、改めて届け出ることが必要となる。

### 【再届出の対象となる施設基準】（正式名称と略称）

改定前の名称(旧点数)		改定後(新点数)
歯科外来診療環境体制加算1（外来環1） ※診療所		歯科外来診療医療安全対策加算1【外安全1】 ●初診時12点、再診時2点
		歯科外来診療感染対策加算1【外感染1】 ●初診時12点、再診時2点
歯科外来診療環境体制加算2（外来環2） ※病院歯科		歯科外来診療医療安全対策加算2【外安全2】 ●初診時13点、再診時3点
		歯科外来診療感染対策加算3【外感染3】 ●初診時13点、再診時3点
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所 （か強診）		小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理 体制強化加算【口管強】

※2024年3月時点で左記の改定前の施設基準に関する項目を算定しており、2025年6月以降も引き続き算定する場合は、2025年5月末までに新たな基準を満たしたうえで、改めて届け出ることが必要

## 保険検討部伝言板

### 診療所における再届出に向けた対応について

1. 「外来環1」を届出していた医療機関が、「外安全1」および「外感染1」の施設基準で再届出を行う場合

⇒「外来環1」を届出していた医療機関の再届出で最も多い組み合わせのパターンとなるものがこれになると考えられる。大きな要件の変更はないため、**研修などの追加受講は不要**で届出を行うことが可能。「外安全1」の要件においては、『医療安全管理者の配置』と『歯科ヒヤリ・ハット事例収集事業への登録 または 医療事故やインシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備していること』が小規模な追加内容となっている。

「外感染1」の要件においては、『院内感染管理者の配置』が小規模な追加内容となっている。

2. 「外来環1」を届出していた医療機関が、「外安全1」および「外感染2」の施設基準で再届出を行う場合

⇒「外安全1」は上記1で説明した通りの内容・届出となるが、「外感染1」ではなく「外感染2」で届出を行う場合は、そのまま施設基準の届出を再提出、というわけにはいかない。

「外感染2」はいわば「外感染1」の強化版のようなものであり、算定点数も「外感染1」と比べて2点高くなっているが、それに伴い施設基準においても満たすべき項目が別途用意されている。

#### 【外感染2の施設基準】

歯科医療を担当する保険医療機関(病初診を除く)
初診料の注1の施設基準を届出している
歯科医師が複数名配置されている、または歯科医師および歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されている
院内感染管理者が配置されている
歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保している
感染経路別予防策(个人防护具の着脱法等を含む)および新型インフルエンザ等感染症等に対する対策・発生動向等に関する研修を1年に1回以上受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されている
新型インフルエンザ等感染症等の発生時に、当該感染症の患者または疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行うことができる体制を有する
新型インフルエンザ等感染症等の発生時の事業継続計画を策定している
新型インフルエンザ等感染症等の発生時に歯科外来診療を円滑に実施できるよう、医科の保険医療機関との連携体制が整備されている
新型インフルエンザ等感染症等の発生時に当該地域において歯科医療を担当する別の保険医療機関から当該感染症等の患者または疑似症患者を受け入れることを念頭に連携体制を確保している
年に1回、感染経路別予防策および最新の新型インフルエンザ等感染症等を含む感染症に対する対策・発生動向等に関する研修の受講状況を地方厚生(支)局長に報告している

## 保険検討部伝言板

### 3. 「か強診」を届出していた医療機関が、「口管強」の再届出を行う場合

⇒新たな受講が求められる研修内容の追加と、算定実績に関する要件が新たに追加されたため、それらを満たしたうえで再度届出を行うことが必要となる。なお、研修の受講については、新たに追加された内容のみの受講でも可能であり、改定以前から定められている研修内容については再度の受講は必要ない。

#### 【口管強（旧か強診）に新たに追加された要件の詳細】

研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根面う蝕の管理について</li> <li>・小児の心身の特徴</li> </ul>
算定実績 ⇒右記を合わせて12回 （過去1年間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科疾患管理料 （口腔機能発達不全症または口腔機能低下症の管理を行う場合に限る。）</li> <li>・歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算</li> <li>・小児口腔機能管理料</li> <li>・口腔機能管理料</li> <li>・歯科口腔リハビリテーション料3</li> </ul>

#### 【変更があった要件の詳細】

	対象項目	回数
算定実績 （過去1年間）	旧基準：F局またはエナメル質初期う蝕管理加算	旧基準：10回
	↓	↓
	新基準：エナメル質初期う蝕管理料または根面う蝕管理料	新基準：12回

#### 【要件の緩和】

- ・訪問診療関連について、歯科訪問診療料の算定か訪問依頼の紹介などの「実績」を問われていたが、実績がない場合でも「連携する歯科訪問診療を行う別の医療機関や地域の在宅医療の相談窓口とあらかじめ協議し、歯科訪問診療に係る十分な体制が確保されていること」の文言が加わり、体制整備でもクリアできるようになった。







なお、2024年12月14日に当会において実施した「（各種施設基準対応）歯科医療安全管理対策研究会」は、口管強の研修で追加受講が求められる「根面う蝕の管理について、小児の心身の特徴」も含む形で実施されています。また、歯初診・外感染（2）・外安全・口管強・歯援診・歯援病の届出で求められる研修をすべて含む内容で実施しておりますので、受講された先生方はぜひ施設基準の届出や定例報告にご活用ください。

# 保険検討部伝言板

## 届出様式について

下記に「外安全1」・「外感染1」・「外感染2」・「口管強」の届出書類に関するPDFファイルを掲載した。必要に応じてダウンロードしてご活用いただきたい。

### 【各種届出の別添と様式】

	外安全1	外感染1	外感染2	口管強
別添				
様式				

●提出先

近畿厚生局京都事務所

〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 りそな京都ビル5階

# 算定要件・レセプト請求など

## お問い合わせ

# 協会 F A X (075) 746-4711 まで

協会保険部では、かねてより会員の先生方から保険請求に対するご質問をいただき、迅速にお応えするべく、「保険請求 F A X 相談」を行っております。

F A X をご利用いただくことで、質問をより具体的・正確に把握でき、的確な回答を差し上げることができるものと保険部一同はりきっております。ぜひ、ご活用ください。